

運動部活動の在り方に 関する活動方針

2019年4月

菊華高等学校

1. 「菊華高等学校運動部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることが実現できるようにする。
- (2) 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- (3) 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

2. 学校教育の一環としての運動部活動

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、学校の教育目標・経営方針に基づき、計画的に実施する。
- (2) 運動部活動は、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図る。

3. 組織的な運営体制の整備

- (1) 校長は、「運動部活動に係る活動方針」及び各運動部の「活動状況」を生徒及び保護者に周知する。
- (2) 運動部顧問は、年間及び月間等の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。
- (2) 運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 部活動顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えたと

もに、日頃の練習において、生徒間とのコミュニケーションを十分に図る。

5. 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点から望ましい活動時間を設定する。
- (2) 週当たり1日以上休養日を設ける(平日可)。1日の活動時間は平日2時間30分程度、休業日は5時間程度とする。
- (3) 生徒が十分な休養をとることができるようにするとともに、多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (4) 大会参加や練習試合等は、生徒の過度な負担にならないように配慮する。

6. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図る。

7. 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないよう考慮して、参加する大会・試合等の精査をする。

8. 体罰等の防止

- (1) 体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、指導者個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。
運動部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。
また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと判断される不適切な言動(生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するよう

な発言や態度)は、精神的な苦痛を与え、体罰と同様に生徒の心身に大きな影響を与える。心身の発育発達や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、生徒の手本となるような言動を心がけることが求められる。

指導者が指導的立場にいることによって、生徒に対して上位の権力をもつことになる。こうした関係を指導者自身が自覚していることが大切である。

運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント根絶の徹底を図らなければならない。

- (2) 運動部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に校長の許可を得るとともに、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で決算等について報告する。

また、出納簿や通帳等は管理職による定期的な確認が行われることが必要である。

なお、直接的な金銭のやり取りがなくても、指導者の立場を利用した便宜供与や物品の受領もしくは提供などは反社会的行為となる。

教職員間で気になることがあれば、互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる環境の確立が求められる。

※ 文化部の活動においては、文化部の特性を踏まえつつ、「3. 組織的な運営体制の整備」・「5. 適切な休養日等の設定」及び「8. 体罰等の防止」に準じた取扱いをすることとする。

2019年4月1日 施行